

議案第10号

沼田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

沼田市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月21日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

沼田市国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の沼田市国民健康保険条例第7条の規定は、令和5年4月1日以後の出産に基づく給付について適用し、同日前の出産に基づく給付については、なお従前の例による。